

平成28年度周南市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成28年度周南市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 水道事業

(1) 給水戸数	58,895 戸
(2) 年間総給水量	15,253,300 m ³
(3) 一日平均給水量	41,790 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
イ 浄水設備改良事業	332,941 千円
ロ 送配水設備改良事業	600,361 千円
ハ 工水共同施設負担金事業	29,956 千円
ニ 庁舎建設負担金事業	29,628 千円

2 簡易水道事業

(1) 給水戸数	2,024 戸
(2) 年間総給水量	496,500 m ³
(3) 一日平均給水量	1,360 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
イ 浄水設備改良事業	17,975 千円
ロ 送配水設備改良事業	35,328 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水道事業収益	2,988,276 千円
第1項 営業収益	2,672,077 千円
第2項 営業外収益	312,778 千円
第3項 特別利益	3,421 千円
第2款 簡易水道事業収益	120,164 千円
第1項 営業収益	74,872 千円
第2項 営業外収益	45,291 千円
第3項 特別利益	1 千円
収入合計	3,108,440 千円
支 出	
第1款 水道事業費用	2,740,577 千円
第1項 営業費用	2,366,899 千円
第2項 営業外費用	323,377 千円
第3項 特別損失	301 千円
第4項 予備費	50,000 千円

第2款 簡易水道事業費用	226,700	千円
第1項 営業費用	199,603	千円
第2項 営業外費用	24,047	千円
第3項 特別損失	50	千円
第4項 予備費	3,000	千円
支 出 合 計	2,967,277	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 1,358,847千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 68,204千円、減債積立金 227,651千円、過年度分損益勘定留保資金 1,029,713千円及び当年度分損益勘定留保資金 33,279千円で補てんするものとする。)

	収 入	
第1款 水道事業資本的収入	552,484	千円
第1項 企業債	400,000	千円
第2項 出資金	86,913	千円
第3項 国庫補助金	37,537	千円
第4項 負担金	27,427	千円
第5項 固定資産売却代金	1	千円
第6項 受託金	606	千円
第2款 簡易水道事業資本的収入	97,025	千円
第1項 企業債	51,000	千円
第2項 出資金	45,012	千円
第3項 負担金	1,013	千円
収 入 合 計	649,509	千円
	支 出	
第1款 水道事業資本的支出	1,868,130	千円
第1項 建設改良費	997,496	千円
第2項 企業債償還金	840,633	千円
第3項 補助金返還金	1	千円
第4項 予備費	30,000	千円
第2款 簡易水道事業資本的支出	140,226	千円
第1項 建設改良費	53,476	千円
第2項 企業債償還金	83,749	千円
第3項 補助金返還金	1	千円
第4項 予備費	3,000	千円
支 出 合 計	2,008,356	千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額(千円)	年度	年割額(千円)
水道事業 資本的支出	建設改良費	一の井手浄水場電気設備 及び送水ポンプ更新工事	145,378	平成28	20,088
		北山加圧ポンプ所 築造工事		平成29	125,290
			182,160	平成28	23,760
				平成29	158,400

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
水道事業 及び 簡易水道事業 の建設改良事業	451,000 千円	証書借入 又は 証券発行	5.0 %以内(ただし、 利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の 利率)	政府資金についてはそ の融資条件により、その 他の場合は協議して定め る。ただし、財政上の都 合により据置期間及び償 還期間を短縮し、若しく は繰上償還又は借換す ることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用の相互間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又は
それ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 607,289 千円
(2) 交際費 114 千円

(他会計からの補助金)

第10条 事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

- (1) 吉原末武川水源開発事業に係る企業債利息補助 2,512 千円
(2) 大津島海底送水管整備事業に係る企業債利息補助 5,446 千円
(3) 地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費補助 6,200 千円
(4) 統合水道に係る統合前の簡易水道の建設改良に係る企業債利息補助 20 千円
(5) 簡易水道事業に係る企業債利息補助 12,803 千円
(6) 簡易水道事業の高料金対策に要する経費補助 9,800 千円
(7) 簡易水道統合に要する経費補助 5,173 千円

(たな卸資産購入限度額)
第11条 たな卸資産の購入限度額は、20,496千円と定める。

平成28年2月24日 提出

周南市長 木村 健一郎